明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**一〇）　二

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**一）　四

〔告　示〕

○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件（**消費者庁・厚生労働**一）　四

○国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（**厚生労働**五二）　六

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**同**五三）　三六

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**五四）　一七三

○資源管理基本方針の一部を変更する告示（**農林水産**三六一）　一七八

○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**三六二）　一九一

○経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件（**経済産業**二〇）　一九四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一六四～一七二）　二〇三

○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する告示（**環境**二〇）　二〇六

○大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する告示（**同**二一）　二〇七

〔**官庁報告**〕

国家試験

土地家屋調査士試験合格者（法務省）　二〇九

令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二一一

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　二三一

地方公共団体

解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定関係　二六三

会社その他

会社決算公告　二六三

省　令

○総務省令第十号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条第一項及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月七日

総務大臣　村上誠一郎

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認書類） **第五条**　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。） イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの (1)　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書 [(2)・(3)　略] [ロ～ヘ　略] [二・三　略] [2　略]	（本人確認書類） **第五条**　[同上] 一　[同上] イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの (1)　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。） [(2)・(3)　同上] [ロ～ヘ　同上] [二・三　同上] [2　同上]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

○法務省・厚生労働省令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月七日

法務大臣　鈴木　馨祐

厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～五の二　（略）

六　その他（十三職種二十一作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
クリーニング	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験	一般社団法人日本リネンサプライ協会
	一般家庭用クリーニング作業	一般家庭用クリーニング作業技能実習評価試験	一般社団法人クリーンライフ協会
（略）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十一職種三十九作業）

職種	作業
（略）	
クリーニング	リネンサプライ仕上げ
	一般家庭用クリーニング作業
（略）	

八　（略）

改正前

別表第一

一～五の二　（略）

六　その他（十三職種二十作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験（新設）	一般社団法人日本リネンサプライ協会
			（新設）
（略）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十一職種三十八作業）

職種	作業
（略）	
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ（新設）
（略）	

八　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（技能実習計画等に関する経過措置）

2　この省令の施行前に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項の認定の申請がされた技能実習計画であってこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第二第七号の表中リネンサプライの項に係る技能実習計画及び当該技能実習計画に基づき行われる技能実習は、それぞれこの省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第二第七号の表中クリーニングの項に係る技能実習計画及び当該技能実習計画に基づき行われる技能実習とみなす。